

# 各府省の内部管理業務の集約化について

## 本年8月の状況

### <対象業務>

- 人事・給与関係 : 発令・昇格昇給・俸給決定、諸手当認定等
- 会計関係 : 支出負担行為・物品役務調達、旅費審査支払、補助金の会計、委託契約事務等

### <集約化の方針>

人事・給与関係業務情報システム等の安定稼動を前提に、平成29年度末までに以下の取組を進める。

- ① 本省各局各課で処理している業務の大臣官房等への集約化
- ② 都道府県単位以下の地方出先組織で処理している業務のブロック機関への集約化

### <本年8月時点で未集約の組織・業務>

[本省レベル] 5府省庁9業務 [出先機関レベル] 6府省庁15業務

## 8月以降、さらなる集約化に向けた検討

## 検討結果

基本的に、全対象業務について、人給システム等の安定稼動を前提に、平成29年度末までに、本省レベル・出先機関レベルの内部管理業務の集約化が実現（各府省の取組状況については、別紙参照）

・実際に事業を実施する事務所等で対応することが合理的と考えられる以下の業務は、集約化の対象外とする。

### <集約化の対象外とする事項>

- ① 現場レベルで緊急的に対応する必要がある業務の契約  
…自然災害による被害等に緊急的に対応する必要がある業務（除雪や倒木処理、応急工事など）等
- ② 小規模の公共工事等の契約  
…地元建設業者等が主たる契約相手となり、現場レベルでの対面でのやりとりを要する小規模な公共工事等の契約（3億円未満の小規模公共工事など）等
- ③ その他  
…犯罪捜査・取締りに必要な資機材等、府県警察と一体的に行う必要がある調達業務<府県情報通信部>  
…現地の駐留米軍や、駐留軍等労働者労務管理機構、地元企業等と対面で調整等を行う必要がある調達業務<地方防衛事務所>